

(制度名：運航管理者指定養成施設制度)

(航空局技術部乗員課)

1. 制度の概要

運航管理者として航空業務を行うためには、国土交通大臣が実施する運航管理者技能検定により、業務を行うための知見や能力を有しているかの判定を受け、合格した者でなければ実施してはならないが、国土交通大臣が指定した指定養成施設の教育課程を修了した者については、試験の全部又は一部を免除することができる。

2. 指定、登録等の基準

航空法施行規則第171条の3において準用する同規則第50条の4

○ 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）

（航空従事者の養成施設の指定の基準）

第五十条の四 法第二十九条第四項の航空従事者の養成施設の指定は、次の基準に適合するものについて行う。

- 一 次に掲げる要件を備えた設置者が設置する養成施設であること。
 - イ 過去二年以内に指定航空従事者養成施設の修了証明書の発行若しくは法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験に関し不正な行為を行つた者又は法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者（以下この条において「欠格者」という。）でないこと。
 - ロ 当該養成施設を適正かつ確実に運営できると認められる者であること。
 - ハ 航空従事者の養成について相当の実績を有する者であること。
 - ニ 設置者が法人である場合には、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が欠格者でないこと。
- 二 次に掲げる要件を備えた管理者が置かれていること。
 - イ 二十五歳以上の者であること。
 - ロ 欠格者でないこと。
 - ハ 当該養成施設の運営を適正に管理できると認められる者であること。
 - ニ 航空従事者の養成について必要な知識及び経験を有する者であること。
- 三 次に掲げる要件を備えた学科教官が必要な数以上置かれていること。
 - イ 二十一歳以上の者であること。
 - ロ 当該養成施設の課程に対応する技能証明、航空英語能力証明若しくは計器飛行証明を有する者又は当該養成施設の課程に係る学科に関する十分な知識及び能力を有し、当該学科に関する相当の実務の経験を有する者であること。
 - ハ 当該養成施設の課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であつて、

教官として必要な教育を受けているものであること。

四 次に掲げる要件を備えた実技教官が必要な数以上置かれていること。

イ 二十一歳以上の者であること。

ロ 当該養成施設の課程に係る実技の教育に必要な技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明(これに相当する国際民間航空条約の締結国たる外国の政府の行った航空業務の技能に係る証明を含む。)を有する者又はこれと同等以上の経歴、知識及び能力を有する者であること。

ハ 当該養成施設の課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であつて、教官として必要な教育を受けているものであること。

五 次に掲げる要件を備えたことについて国土交通大臣が認定した技能審査員が必要な数以上置かれていること。

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 欠格者でないこと。

ハ 当該養成施設の課程のうち、技能証明又は計器飛行証明についての課程に係る技能審査を行う場合にあつては、当該技能審査に必要な技能証明又は計器飛行証明を有する者であること。

ニ 当該養成施設の課程に係る技能審査に関する能力を有する者であること。

六 次に掲げる要件を備えた教育施設を有する者であること。

イ 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設

ロ 実技の教育を行うために必要な航空機その他の機材及び設備

七 当該養成施設の課程に係る学科教育及び実技教育の科目並びにこれらの科目ごとの教育時間数が適切なものであること。

八 次に掲げる当該養成施設の適確な運営のための制度が定められていること。

イ 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

ロ 技能審査の結果についての評価に関する制度

ハ 教育施設の維持管理に関する制度

ニ 教育実績の記録の管理に関する制度

ホ 当該養成施設の監査に関する制度

(運航管理者の養成施設)

第一百七十一条の三

第五十条の三、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六第一項、第五十条の七、第五十条の八第二項、第五十条の十及び第五十条の十一の規定は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設について準用する。この場合において、第五十条の三第一項中「航空従事者養成施設指定申請書(第十九号の四様式)」とあるのは「運航管理者養成施設指定申請書(第二十九号の二様式)」と、同条第三項第二号中「法第二十五条

第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第一項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程」とあるのは「法第七十八条第一項の運航管理者技能検定に係る課程」と、第五十条の四第一号イ中「法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の試験」とあるのは「法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第一項の試験」と、第五十条の六第一項中「法第二十九条第四項」とあるのは「法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項」と、第五十条の七中「航空従事者養成施設指定書（第十九号の五様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定書（第二十九号の三様式）」と、第五十条の八第二項中「前項」とあるのは「技能審査員」と、第五十条の十中「第五十条の二第五項」とあるのは「第一百六十八条第一項第六号」と、「第五十条の二第三項及び第四項」とあるのは「第一百七十条の六」と読み替えるものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
(株)日本航空インターナショナル	平成19年3月	東京都品川区東品川2丁目4番11号 03-5460-3121	2の指定基準を満たすため。
全日本空輸(株)	平成19年3月	東京都港区東新橋1-5-2 03-6735-1001	

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等については指定養成施設が独自に設定するものであり、国が関与するものではないため、公表できない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

運航管理者に係る指定養成施設の制度は、一定の基準を満たした能力を有すると認められた指定法人等が教育・訓練等を施した場合、国の行う試験を省略することができるとする制度である。当該訓練等については、実際に運航管理を行う専用の施設におけるOJTも含め、航空機に係る航法、工学、気象、通信等の教育・訓練等に係る高い専門性を有する者により確実に実施されなければ、運航管理者の技量が確保されず、航空行政の基本である航空機の安全運航の確保が損

なわれるおそれがあり、指定制度により、その確実な実施を確保することが必要である。見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き法令等に定めた基準に従い、制度の適正な運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定